

キャップ&トレード型の国内排出量取引制度の重要論点

2010年2月17日 気候ネットワーク

気候ネットワークでは、2009年9月に、地球温暖化対策税と国内排出量取引制度の提案を行いました（現在第2次案を策定中です）。

今後、低炭素社会づくりに向けて、必要な施策を速やかに実行していくためには、今国会で基本法の議論の際に、基本政策の具体的な制度設計についても同時に議論を進め、基本法の成立とほぼ同時、もしくは直後に個別法の制定を進める必要があります。

とりわけキャップ&トレード型の排出量取引制度については、国内での制度設計の方向性がまだ定まっておらず、議論の加速、法案の準備が急がれます。同制度については、制度設計において、次に掲げる論点が重要です。

国内排出量取引制度の重要論点

1．野心的な削減目標を設定すること

日本全体の2050年までの野心的な排出削減目標を基本法に定め、その目標を達成する、排出量取引制度の対象となる事業所全体で25%以上の削減目標を定める必要がある。

気候ネットワーク提案では、国全体の目標を2020年に1990年比30%削減とし、C&T型排出量取引制度の対象事業所全体の目標も同じく30%削減としている。

2．参加義務型で、総量キャップを設定すること

対象事業所の排出量取引制度への参加は義務とし、それぞれに設定される排出枠は総量で設定されるべきである。原単位目標は、必ずしも総量削減を導き出すものではなく、今日の対策としては不十分である。

3．直接排出で排出をとらえること

排出量の把握は、国際的排出量の計算ルールである直接排出（電力の排出を発電部門の排出とみなす）で行い、発電部門の排出実態をとらえ、削減を促す仕組みとするべきである。間接排出にすると、日本の温室効果ガスに占める制度のカバー率を大きく狭め、燃料転換や発電部門での省エネを促しにくく、また電力供給側での需要管理の意欲を損なう。

4．事業所ごとに排出枠を設定すること

排出枠の設定単位は、事業所単位とするべきである。省エネ対策を行う主体は事業所である。一方、業界・企業単位になってしまうと他業種にまたがることも多く、削減可能性に沿った適切な削減が引き出しにくい。

5．地域経済を発展させること

同制度は、全国規模で大規模な事業所を対象に削減を促す仕組みであるが、オークションの収益の用途の活用、地域版の取引制度の導入の道を拓くなどにおいて、地域の温暖化対策を進め、地域の経済を活性化させるものである必要がある。